

ふたば便り

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

札幌事務所：札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 1-5 リゾントビル 6F

東京事務所：東京都港区港南 2 丁目 15-1 品川インターシティ A-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

2012 年 2 月号 (Vol. 114)

<税制改正について>

昨年 12 月 2 日に公布施行された税制改正、10 日には平成 24 年の税制改正案が閣議決定、そして今年 1 月 6 日に「社会保障と税の一体改革素案」と、税改正が相次いで決定、公表されました。中小企業や個人の皆様にとって影響がある主な改正についてご説明いたします。

■成立した税制改正

☆企業の復興増税

復興臨時増税として、3 年間法人税額の 10% 上乗せされることになりました（平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用）

☆個人の復興増税

個人の方には、平成 25 年から 49 年までの 25 年間、所得税額の 2.1% 上乗せされることになりました。夫婦と子供 2 人で給与所得が 600 万円の場合の復興増税額は年間約 3,000 円程度です。

☆法人税の引き下げ

中小企業の年間所得 800 万円以下の部分についての軽減税率の引き下げ（18%→15%）と、800 万円超についても法人税率引き下げ（30%→25.5%）が実施されます（平成 24 年 4 月 1 日開始事業年度から）。

☆欠損金の繰越を 9 年に延長

欠損金の繰越しが 7 年から 9 年に延長されました（平成 20 年 4 月 1 日以後に終了した事業年度に生じた欠損金から適用）。

☆申告税額の減額ができる期間を 5 年に延長

申告納税額の減額申請ができる期間が 1 年から 5 年に変更されました。

■平成 24 年度税制改正案（審議中）

☆給与所得控除は 245 万円が上限

給与の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額の限度を 245 万円に

■社会保障・税一体改革素案（審議中）

☆消費税の段階的引き上げ

平成 26 年 4 月 1 日より 8%、平成 27 年 10 月 1 日より 10%

☆相続税の見直し（下記平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から適用）

1. 基礎控除が下記の通り引下げ

現行：5,000 万円 +（法定相続人 × 1,000 万円） → 改正後：3,000 万円 +（法定相続人 × 600 万円）

2. 死亡保険金の非課税限度を未成年者、障害者又は亡くなった人と生計を一にしていた者に限る

3. 税率構造を見直し、最高税率を 50% から 55% へ引き上げ

☆贈与税の見直し（下記平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与から適用）

1. 税率構造を見直し、最高税率を 50% から 55% に引き上げ

2. 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

贈与を受ける人の範囲に、「20 歳以上である孫（現在子のみ）」が追加

贈与する人の年齢要件を 60 歳以上（現行 65 歳以上）に引き下げ

年末年始にかけて税制論議が活発化されました。特に、「社会保障・税一体改革素案」については、改正が決定されれば、影響が大きく、今後注目していきたいと思っております。